

子育て資料

相談一覧

相談名	日時	場所	内容	連絡先
子どもと家庭の総合相談	年末年始・祝日を除く月～金曜日の9:00～18:00 ※来所相談は10:00から。上記の時間以外で受け付けた相談は、翌日以降の相談時間に相談員が対応します。	子ども家庭支援センター「たち」(宮町1-50) 【拡大図C-3】	子育てや家庭の悩み相談 お子さん自身からの相談	子ども家庭支援センター「たち」(TEL.354-8701-8702)へ
	年末年始・祝日を除く月～金曜日の8:30～18:00 ※来所相談は10:00から。上記の時間以外で受け付けた相談は、翌日以降の相談時間に相談員が対応します。	子育て世代包括支援センター「みらい」(宮町1-41) 【拡大図B-3】	子育てや家庭の悩み相談 お子さん自身からの相談	子育て世代包括支援センター「みらい」(TEL.319-0072)へ
LINE相談	9:00～23:00 ※受付は22:30まで(年末年始、土・日・祝は17:00まで)	—	親子のかかわりや子育ての悩みに関する相談	子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京 
育児相談	月～金曜日の9:30～16:00	地域子育て支援センター「はぐ」	子育ての不安などについて、保育士が相談に応じます。	地域子育て支援センター「はぐ」へ ※詳しくは二次元コード 
	年末年始・祝日を除く月～土曜日の10:00～16:00に「しらとりひろば」利用時のみ、ひろば内でスタッフが対応。	子ども家庭支援センター「しらとり」(武蔵台1-10) 【2図A-5】	子育ての悩みや不安に関する相談	子ども家庭支援センター「しらとり」(TEL.367-8881)へ
	月～金曜日の8:30～17:00	各市・私立保育所(園)	子育ての不安などについて保育士、看護師、栄養士などが相談に応じます	直接各保育所(園)へ
	年末年始を除く月～金曜日の9:00～21:00(土・日・祝は17:00まで)	—	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談	東京都 よいこに(4152) 電話相談室 (TEL.03-3366-4152)
福祉総合相談	月～金曜日の8:30～17:00	生活福祉課 福祉総合相談(市役所1階) 【拡大図B-4】	福祉に関する困りごと相談ほか	生活福祉課自立生活支援担当 (TEL.335-4191)へ
ひとり親家庭の各種相談	月・水・木・土日祝 9:00～17:30 面会交流は木を除き、16:30まで 火・金 9:00～19:30 年末年始除く	立川市曙町2-8-30 立川わかさビル4階	ひとり親家庭の就業相談・生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流相談	東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩 (TEL.042-506-1182) ※法律相談・専門相談は予約制による面接相談
ひとり親自立支援相談及びひとり親の資格・就労相談	月～金曜日の8:30～17:00 同上	子育て応援課(市役所3階) 【拡大図B-4】 同上	ひとり親の自立支援などについての相談 ひとり親の資格取得や就労についての相談	子育て応援課 (TEL.335-4240)へ 同上
障害者福祉総合相談	月～金曜日、第1・3土曜日の9:00～17:00(火・木曜日は19:00まで)	心身障害者福祉センター「きずな」(南町5-38) 【8図A-2】	心身障害者(児)の福祉や地域生活、就労についての相談	心身障害者福祉センター「きずな」(TEL.360-1312/FAX.368-6127)へ
	月・水・金曜日の10:00～19:00、火・木・第2・4・5日曜日の10:00～17:00	地域生活支援センターあけぼの(寿町3-9-11) 【5図C-2】	心身障害者(児)の福祉や地域生活についての相談	地域生活支援センターあけぼの(TEL.358-1085/FAX.336-9085)へ
	月～金曜日の9:30～18:00 第2・4土曜日の10:00～15:00	地域生活支援センターふらっと(清水が丘3-23-17) 【6図A-4】	心身障害者(児)の福祉や地域生活についての相談	地域生活支援センターふらっと(TEL.370-1781/FAX.370-1783)へ
子育て相談室	月～金曜日の8:30～18:00	子育て世代包括支援センターみらい(宮町1-41) 【拡大図B-3】	乳幼児の保護者を対象に電話または来所(要予約)での保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による個別相談。	子育て世代包括支援センターみらい(TEL.368-5333/FAX.334-5539)へ
乳幼児発達相談	月～金曜日の9:00～17:00	子育て世代包括支援センターみらい(宮町1-41) 【拡大図B-3】 心身障害者福祉センター「きずな」(南町5-38) 【8図A-2】	来所(要予約)での保健師、臨床心理士等による個別相談 来所(要予約)での臨床心理士等による個別相談	子育て世代包括支援センターみらい(TEL.368-5333/FAX.334-5539)へ 子ども発達支援センターあゆの子(TEL.402-0232)へ

相談名	日時	場所	内容	連絡先
困りごと相談	月～土曜日の9:00～17:00	ふれあい会館2階(府中町1-30) 【拡大図C-1】	地域生活の困りごと相談、地域活動の相談	府中市社会福祉協議会 地域福祉コーディネーター (TEL.334-3040)へ
教育相談	年末年始・祝日を除く月～金曜日の9:00～17:00	教育センター(府中町1-32) 【5図D-2】	集団不適應やいじめ、気になるくせなど、子どもの心や発達についての相談	教育センター・教育相談担当 (TEL.360-4188)へ
青少年総合相談	月曜日の14:00～18:00 水曜日の13:00～17:00 土曜日の9:00～13:00 年末年始・祝日を除く	—	家庭問題や対人関係など青少年の抱える悩みについての相談(対象年齢小学生～29歳。親族等からの相談可)。	090-5408-2667 ※問合せは、児童青少年課へ(335-4427)
女性問題相談	休館日・年末年始・祝日を除く月・火・木・土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 水・金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00、18:00～21:00 ※18時以降および土曜日は電話相談のみ ※要予約	男女共同参画センター「フューラル」(住吉町1-84) 【7図G-1】	女性に関する日常の悩みごと(家庭、子育て、家族や恋人からの暴力、生き方など)の相談(男性も相談可)	男女共同参画センター「フューラル」(TEL.351-4602)へ
配偶者暴力相談	年末年始を除く毎日の9:00～21:00	—	夫や恋人からの暴力相談	東京ウイメンズプラザ (TEL.03-5467-2455)
消費生活相談	休館日・年末年始・祝日を除く月～金曜日の10:00～12:00、13:00～16:00	ル・シーニュ6階(宮町1-100) 【拡大図B-3】	契約のトラブル・製品を使っての事故などについての相談	消費生活センター (TEL.360-3316)へ

地域の身近な相談窓口の民生委員・児童委員、主任児童委員

☎ 地域福祉推進課社会福祉係 ☎335-4161 🌐 335-7802

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の中で相談や支援をボランティアで行っています。生活に不安のある方、ひとり親家庭等、いろいろな悩みを持っている方々の相談相手となり、必要な福祉サービスが利用できるように、行政等とのパイプ役として活動しています。また、民生委員・児童委員のうち、主任児童委員は児童問題を専門に担当しています。

お住まいの地域を担当する委員については、地域福祉推進課社会福祉係(☎335-4161)へお問い合わせください。

児童虐待などの相談 児童虐待についての相談や虐待を受けたと思われる子どもを見かけた方からの相談を受け付けています。

東京都多摩児童相談所(多摩市諏訪2-6/TEL.042-372-5600/FAX.042-373-6200)	年末年始・祝日を除く月～金曜日の9:00～17:00 ※土・日・祝日及び夜間は東京都児童相談センターTEL.03-5937-2330へ
児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」(TEL.189)	発信された電話の市外局番等から当該地域を特定し、管轄する児童相談所に電話を転送。
子育て世代包括支援センター「みらい」 【拡大図B-3】 (宮町1-41フォーリス3階/TEL.319-0072/FAX.334-5539)	年末年始・祝日を除く月～金曜日の10:00～18:00 ※電話での相談は8:30から。
東京都多摩府中保健所 【拡大図B-3】 (宮西町1-26-1/TEL.362-2334/FAX.360-2144)	年末年始・祝日を除く月～金曜日の9:00～17:00
警視庁府中警察署 生活安全課少年第1係 【拡大図C-2】 (府中町1-10-5/TEL.360-0110/FAX.364-0110)	年末年始・祝日を除く月～金曜日の8:30～17:15(緊急時は24時間受付)
第二東京弁護士会「子どもの悩みごと相談」(TEL.03-3581-1885)	年末年始、祝日を除く火・木・金曜日の15:00～19:00/面接相談(15:00～17:00)希望の方は前日17時までに予約(TEL.03-3581-2257)が必要
東京弁護士会「子どもの人権110番」(TEL.03-3503-0110)	月～金曜日の13:30～16:30、17:00～20:00、土曜日の13:00～16:00/面接相談(水曜日13:30～16:30、土曜日13:00～16:00)希望の方は電話相談でお伝えください。※受付は月～金19:45、土曜日15:45まで
法務省「子どもの人権110番」(TEL.0120-007-110)	平日8:30～17:15まで/一部のIP電話からは接続できません。
東京都「話してみなよー東京子供ネット」(TEL.0120-874-374)	年末年始を除く月～金曜日の9:00～21:00、土・日・祝日の9:00～17:00

令和5年度 府中市内個別予防接種協力医療機関一覧

医療機関名	地図座標	所在地	電話番号	ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	ロタウイルス	DPT-IPV	DPT	不活化ポリオ	BCG	MR	麻しん	風しん	水痘	日脳	DT	HPV
朝日町クリニック	6図D-2	朝日町2-28	352-5233	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新谷医院	6図D-2	朝日町2-30	361-9419	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
ふの内科クリニック	6図D-5	白糸台3-8	358-8128									○	○	○		○	○	
おき医院	6図C-5	白糸台5-24	354-1277	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
武蔵野クリニック内科消化器内科	6図C-5	白糸台5-39	360-8866													○	○	○
品田医院	9図C-1	押立町1-24	368-5598	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
いづみ内科	9図C-2	押立町4-9	042-490-3031									○	○	○		○	○	○
野々田小児科・内科	9図B-1	小柳町3-32	369-2561	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井上こどもクリニック	5図G-4	若松町1-7	319-2195	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小木曾内科眼科医院	5図G-3	若松町2-5	336-3848			○						○	○	○	○	○	○	○
東府中病院	5図G-3	若松町2-7	364-0151	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
えはら医院	6図B-3	若松町3-35	336-7676	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田小児科医院	5図E-2	天神町1-1	366-1050	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○
新町クリニック 内科小児科	2図E-5	新町1-55	354-1878	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	
河村医院	2図F-3	新町3-12	361-6825	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉本内科	拡大図C-2	府中町1-1	368-5814	○	○	○		○				○			○	○	○	
片山クリニック	拡大図C-2	府中町1-8	366-2791	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
木田医院	拡大図B-1	府中町1-15	368-5688	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
府中レディースクリニック	拡大図C-2	府中町2-1	358-5558															○
いしい内科・小児科	拡大図D-2	府中町2-13	352-3030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
府中の森 土産産婦人科	5図E-2	府中町3-10	351-3748															○
ミドリ・クリニック	5図E-3	緑町1-23	352-2060														○	○
赤須内科クリニック	5図F-3	緑町2-17	334-0780	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	
あすなろクリニック	拡大図B-3	宮町1-100	354-6855	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
武蔵野医院	6図A-4	清水が丘3-11	361-4460									○			○	○	○	
野本医院	5図F-5	是政1-5	363-2736	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さとみクリニック	8図F-1	是政2-3	340-8688	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共済会 櫻井病院	8図G-1	是政2-36	362-5141	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
平林医院	8図F-2	是政5-4	365-3550	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※医療機関では、混雑や病気の感染をさけるため、予防接種の日時を決めている場合がありますので、必ず事前に予約してください。
また、国立市・小金井市・調布市の協力医療機関で接種することができます。子ども家庭支援課母子保健係にお問い合わせください。

※ここに掲載している医療機関は、地図中で太字となっています。 令和5年4月1日現在

医療機関名	地図座標	所在地	電話番号	ヒブ	小児用肺炎球菌	B型肝炎	ロタウイルス	DPT-IPV	DPT	不活化ポリオ	BCG	MR	麻しん	風しん	水痘	日脳	DT	HPV
南町医院	8図A-1	南町4-31	360-2611									○	○	○		○	○	
さくらんぼこどもクリニック	8図A-2	南町4-43	340-8288	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加藤内科	5図B-5	本町4-12	366-2277	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベルファミリークリニック	5図B-4	片町2-22	314-0660	○	○	○	○	○				○			○	○	○	
すみれクリニック	5図B-4	片町3-26	042-401-8461	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真鍋眼科	拡大図A-3	宮西町3-21	361-2912					○	○			○	○	○	○	○	○	
赤澤クリニック	拡大図B-2	寿町1-1	358-2255															○
寿町クリニック	拡大図B-2	寿町1-3	354-3111														○	○
まつおか小児クリニック	拡大図A-2	寿町2-4	319-1020	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
ジェイタワークリニック	5図B-3	日鋼町1-1	330-7318	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
にじいろこどもクリニック	5図D-2	晴見町1-7	366-2416	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
高野医院	2図D-5	晴見町3-11	361-9578	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協和診療所	2図D-5	栄町2-10	361-3296	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛和診療所	2図B-5	栄町3-12	314-1551	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
崎山小児科	2図A-3	武蔵台3-2	322-7859	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浅川医院	1図G-4	北山町2-18	042-572-3812	○	○	○		○	○			○			○		○	
河合クリニック	1図G-5	西原町2-18	042-580-4500									○	○	○	○	○	○	○
野崎医院	4図F-1	西原町4-28	042-572-9621	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
分倍医院	5図B-3	美好町3-3	361-4722	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
武藤医院	5図A-4	分梅町1-10	365-1701					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
みね内科クリニック	7図G-1	住吉町1-30	302-8550									○	○	○		○	○	○
日野クリニック	7図G-1	住吉町2-15	330-3600	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井手医院	7図F-1	住吉町4-15	361-9458	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
府中よつやクリニック	4図D-5	四谷3-37	336-7222	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
西府すこやかこどもクリニック	4図G-3	西府町1-53	366-5591	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村内科クリニック	4図G-3	西府町2-12	362-2112									○			○	○		
むさしの台ファミリークリニック	6図C-5	白糸台4-9	340-3555	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○
☆都立府中療育センター	2図A-4	武蔵台2-9	323-5115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★榊原記念病院	6図E-4	朝日町3-16	314-3111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

☆印の医療機関は通院(園)中の方に限ります。

★印の医療機関は入院中の方に限ります。ただしHPVのみ入院中以外の方(外来)も接種できます。



令和5年度 児童扶養手当・児童育成手当・児童手当・ひとり親家庭等医療証の手当額及び所得制限限度額表

【手当額】

(令和5年4月1日現在)

区分	児童扶養手当							
	全部支給				一部支給			
	1人	2人	3人	4人	1人	2人	3人	4人
1か月	44,140円	2人目は月額10,420円の加算。3人目以降は月額6,250円の加算となります。			月額10,410円～44,130円まで所得に応じて10円刻みで手当額が決まります。2人目は月額5,210円～10,410円まで加算。3人目以降は月額3,130円～6,240円までの加算となります。			
2か月	88,280円							
3か月	132,420円							
4か月	176,560円							

児童育成手当	
育成手当	障害手当
13,500円	15,500円
(1人・月額)	

児童手当			児童手当(特例給付)	
0歳～小学校修了前		中学生	所得制限限度額以上所得上限限度額未満の世帯	
第1子・2子		第3子以降	一律	一律
10,000円(3歳到達月までは15,000円)		15,000円	10,000円	5,000円

※18歳に達する年度末までの児童から、第1子として数えます。(1人・月額)

各手当の申込み時期で、手当額や所得制限などの金額が変わる場合があります。
詳しくは、子育て応援課コールセンター(TEL.0570-08-8105)へ、お問い合わせください。

【所得制限・上限限度額】

扶養親族等の数	児童扶養手当(ひとり親家庭等医療証)			育成手当 障害手当	児童手当 (所得制限限度額)	児童手当 (所得上限限度額)
	全部支給	一部支給	配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者			
	本人	本人	本人			
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円	3,604,000円	6,220,000円	8,580,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円	3,984,000円	6,600,000円	8,960,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円	4,364,000円	6,980,000円	9,340,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円	4,744,000円	7,360,000円	9,720,000円
1人増すごとの加算額	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円

※所得制限額は、上記金額未満となります。

※給与所得または公的年金等に係る所得がある場合、所得の合計額から10万円を控除します。

※児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度は、請求者が母親の場合、児童の父親からの養育費の8割相当額を所得として合算し、請求者が父親の場合、児童の母親からの養育費の8割相当額を所得として合算します。

※扶養義務者とは、民法第877条第1項に定めるもの(直系血族及び兄弟姉妹)です。

【所得から控除できる金額】

	項目	該当手当	金額
制限額に加算	老人控除対象配偶者	児童扶養手当本人・児童育成手当	100,000円
	老人扶養親族(1人につき)	児童扶養手当本人・児童育成手当	100,000円
		児童扶養手当本人以外(注1)・児童手当	60,000円
	特定扶養親族等(1人につき)(注2)	児童扶養手当本人	150,000円
児童育成手当		250,000円	
所得から控除	施行令等に定める控除額(一律)	共通	80,000円
	普通障害・勤労学生	共通	270,000円
	ひとり親控除	児童扶養手当は請求者が親の場合、適用されません。	350,000円
	寡婦控除	児童扶養手当は請求者が母親の場合、寡婦控除が適用されません。	270,000円
	特別障害者控除	共通	400,000円
	雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除	共通	控除相当額
	配偶者特別控除	児童扶養手当、児童育成手当	控除相当額

(注1) 児童扶養手当の本人以外の場合、扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1人目は加算はありません。

(注2) 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族をいいます。

※ひとり親家庭等医療費助成制度についての控除等は、児童扶養手当と同じです。